

京都市告示第445号

土壤汚染対策法第6条第4項の規定に基づき、平成24年8月6日付け京都市告示第195号により、土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定した特定有害物質によって汚染されている区域の指定を解除します。

平成25年2月13日

京都市長 門川大作

1 指定を解除する区域

京都市東山区東大路通渋谷下る妙法院前側町445番2及び京都市東山区馬町通妙法院北門前妙法院前側町447番1 以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)